幼保連携型認定こども園カナン子育てプラザ21（乳児等通園支援事業）運営規程

（総則）

第1条　この運営規程は、次条に規定する乳児等通園支援事業の運営のため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年条例第52号）その他の関係法令（以下「法令等」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（事業の目的及び運営の方針）

第2条　社会福祉法人カナン福祉センターが設置する幼保連携型認定こども園カナン子育てプラザ21（以下「当園」という。）において実施する本事業は、こどもの成長の観点から、「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する」ことを目的とする。

2 当園は、教育基本法、児童福祉法、就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法、その他の関連法令に則り、キリスト教精神を根底とし、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援し、乳幼児の教育及び保育事業を一体的に行う。

3 当園は、本事業に関する専門性を有する職員が、利用こどもの属する保護者(以下「保護者」という。)との密接な連携の下に、利用こどもの状況や発達過程を踏まえ、本事業を行うものとする。

4 当園は、保護者及び地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者に対する

支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。

5 当園は、以下の教育・保育の基本方針に基づいて運営する。

(1) 保育目標

・恵みを喜び感謝する子

・心も体も元気な子

・共に生きる光の子

・広く深く考える子

(2) 保育の基本方針

・地域の全てのこどもは、神からゆだねられた存在として受け入れる。

・こども一人ひとりは、独自の人格を与えられたかけがえのない存在であることを認める。

・こどもの発達段階を正しくとらえ、個人差を十分に考慮した保育を行う。

(名称及び所在地)

第3条 当園の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名 称 幼保連携型認定こども園カナン子育てプラザ21

(2) 所在地 香川県善通寺市生野本町2丁目16-1

(通園資格)

第4条 当園に通園することができる者は、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園及び企業主導型保育事業を利用していない0歳6か月から満3歳未満(※)のこどもとする。 (※) 3歳になる誕生日の前々日まで利用が可

(提供する乳児等通園支援の内容)

第５条　当園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法（以下「支援法」という。）、その 他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成 29 年告示）に準じ、利用するこども及びその保護者の心身の状況等に応じて、良質な成育環境を整備する。 当園は、第７条に規定する時間において、余裕活用型乳児等通園支援事業における支援を提供する。

（職員の職種、員数及び職務内容）

第６条　当園が乳児等通園支援を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。なお、員数は利用人数により変動することがある。

(1) 実務を担当する幹部職員　１人

職員及び業務の管理を行うとともに、支援内容を統括する。

園長及び主任等は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行うとともに、利用こどもを全体的に把握し、園務をつかさどる。

(2) 保育教諭等　５人程度

保育教諭は、本事業の立案とその計画、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行い、利用こどもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう本事業を行う。

（乳児等通園支援の提供を行う日）

第７条　当園の乳児等通園支援を提供する日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日及び 12 月 29

日から翌年1月3日までの日を除く。また伝染病の発生、災害等により保育をすることが困難な場合には、休園することがある。

（乳児等通園支援する時間）

第8条　乳児等通園支援を提供する時間は当園が定める次の時間帯とする。

月曜日～金曜日 午前9時00分から正午までとし、1回連続3時間とする。

（利用料その他の費用等）

第9条　乳児等通園支援の利用料として、こども1人につき1時間あたり300円を保護者から徴収するものとする。

2 利用時に給食及びおやつを食した場合は、給食費として1回あたり300円、おやつ代として1回あたり100円を保護者より徴収するものとする。

3 前項に定めるもののほか、当園の乳児等通園支援において提供する便宜に要する費用については、保護者から実費の負担を受けるものとする。

4 乳児等支援支給認定証（以下「認定証」という。）にて負担軽減加算の適用が確認できた場合は、公定価格の単価に応じて利用料を減額する。

5 超過料金　（別表1のとおり）

（利用定員）

第10条　1時間当たりの利用定員は4人、月当たりの利用定員80人とする。ただし、当園の空き定員の枠を活用して乳児等通園支援（余裕活用型）を行うため、当日の利用可能人数に空きがない場合は利用できない。

（利用の開始に関する事項）

第 11 条　支援の提供に係る申請があった場合、利用を希望する保護者に認定証の提示を求め、乳児等通園支援事業の利用対象者であることを確認等するものとする。

2 支援の利用の申し込みを行った保護者に対して、本運営規定の概要など利用申込者が支援の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を用いて、説明を行い同意を得るものとする。

3 支援の提供に関して、乳幼児の心身の状況、その置かれている環境、他の保育施設等の利用状況等の把握を行うものとする。

（利用の終了に関する事項）

第 12 条　当園は、次の場合には本支援の終了するものとする。

(1) ~~善通寺~~市が認定を取り消したとき。

(2) 保護者から当園利用の取り消しの申し出があったとき。

(3) 保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所等の園児となったとき。

(4)その他、当園の利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき。

（緊急時等における対応方法）

第 13 条　当園は、本事業の提供を行っているときに、利用こどもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに保護者等に連絡をするとともに、嘱託医又は利用こどもの主治医に相談する等、必要な措置を講じるものとする。

2 当園は、本事業を行っているときに、利用こどもに事故が発生した場合は、速やかに保護者及び善通寺市に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。また、事故の状況や事故に際して取った処置について記録するとともに、事故発生の

原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

3 当園は、本事業の提供を行っているときに、利用こどもに賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとする。

（非常災害対策）

第 14 条　当園は、防火管理者を定め、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関との通信及び連携の体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月 1 回以上避難訓練、年 2 回の通報訓練を実施するものとする。

（虐待の防止のための措置）

第 15 条　当園は、利用こどもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

（苦情対応）

第 16 条　当園は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情受付の窓口を設置し、保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じる。

2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。

3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

（健康管理・衛生管理）

第 17 条　当園では、利用こどもの健康状態について、保護者と連携して日々の把握に努めるものとする。

2 利用こどもに発熱や感染症等の症状がある場合は登園を控えることとし、登園時にも検温、視診など体調確認を行う。

3 当園は、感染症及び食中毒が発生しないよう衛生管理を適切に実施し予防に努める。

（秘密の保持）

第 18 条　当園の職員は、業務上知り得た利用こども及び保護者の秘密を保持する。

2 当園の職員は、業務上知り得た地域のこども及びその家族の秘密を保持する。

3 当園の職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

4 当園は、教育・保育施設等、他の乳児等通園支援事業者、地域子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用乳幼児に関する情報の提供をする際には、あらかじめ文書により利用乳幼児の保護者の同意を得るものとする。

附則

この規程は 2026 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

年齢	金額	内容、支払いを求める理由
0 歳児	650 円/30 分	予約時間を超過して利用をした場合の超過料金。 料金は 30 分単位で計算する。
1 歳児	550 円/30 分	
2 歳児	450 円/30 分	